

令和7年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

健康医療福祉部

(注)※1、※2の説明

合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
健康福祉政策課	滋賀県地域生活定着支援センター事業委託	再犯防止のために福祉の支援を必要とする人の地域生活への定着支援	令和7年4月1日～令和8年3月31日	社会福祉法人グロー	30,849,000	保護観察所や刑務所等の司法機関との連携・調整という専門的かつ特殊なノウハウを必要とする業務であり、当該業務を効果的かつ確実に実施できる者は他にないため。	2	3イ
医療政策課	緊急搬送コーディネーター事業委託	関係機関との連絡調整、相談業務、適切な受入施設の選定、確認および回答等を行う緊急搬送コーディネーターの設置	令和7年4月1日～令和8年3月31日	大津赤十字病院	8,000,000	大津赤十字病院は、平成8年度から周産期救急医療情報管理事業として、周産期の救急症例情報を集積・分析・還元を行ってきた運営実績を有するとともに、「総合周産期母子医療センター」として本県における周産期医療の拠点病院としての役割を担っており、他に本事業を円滑かつ効率的な運営を期待できる者がいないため。	2	3イ
医療政策課	予防のためのこどもの死亡検証(CDR)体制整備モデル事業委託	子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、その他の行政関係者等)が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報をもとに、検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らす事業	令和7年4月1日～令和8年3月31日	国立大学法人滋賀医科大学	11,315,000	医師会、法医学、検察、警察、保健所との間で連携・協力体制をとりながら実施していく事業であり、県内で法医解剖を行っており、法医学ならびに小児医療の専門的知識を有し、かつ、関係機関とも連携協力体制をとって本事業を実施しうる団体は本団体以外にないため。	2	3イ
医療政策課	医療勤務環境改善支援事業委託	県内医療機関における医療従事者の勤務環境改善に向けた取り組みを支援するために設置する「滋賀県医療勤務環境改善支援センター」の運営	令和7年4月1日～令和8年3月31日	一般社団法人滋賀県病院協会	7,661,000	県内全ての病院で構成される団体は当該団体以外になく、幅広い情報や専門的な知識を有する団体は他にないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
医療政策課	滋賀県小児救急電話 相談事業業務委託	県内に居住または滞 在している小児の保護 者等からの小児の急 病時やけが等に対し て電話相談を受け付 け、家庭での対処法等 や医療機関受診の要 否等につき助言・相談 を行う事業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	株式会社メディカル・コ ンシェルジュ	17,490,857	本業務委託は、小児の保護者等から寄せられる 病気やけが等の多様な相談に対して、保健師・ 看護師等による的確な助言相談ができることが 必要であり、また、必要に応じて小児科医師によ る支援を要請できる体制の確保も求められる。 よって、競争入札には適しないことから、プロポー ザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
医療政策課	看護職のあり方調査 研究業務委託	本県が行う看護職養 成のあり方検討や施 策立案へ向けたアドバ イス等を行う伴走支援	令和7年5月1日 ～ 令和8年3月31日	有限責任監査法人トー マツ	5,223,900	本業務は看護職養成のあり方等を調査研究する ものであり、金額だけでなく、企画提案、業務遂 行能力等から総合的に判断するものである。また、 滋賀県の特徴を踏まえ、看護職人材の安定 確保に繋げることは、高度な研究が求められ競 争入札には適しないことから、プロポーザル方式 により契約の相手方を選定したため。	2	4
健康危機管理 課	風しん抗体検査事業 委託	風しん抗体検査の医 療機関委託	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	一般社団法人滋賀県 医師会・一般社団法人 滋賀県病院協会・その 他医療機関(5箇所)	11,996,800	当事業は、医療機関でしか実施することができ ず、広く事業を実施するためには、多くの医療機 関での対応が必要であり、当該団体は県内の診 療所もしくは病院を取りまとめる唯一の団体であ るため。	2	3イ
健康しが推進 課	滋賀県特定医療費等 受付業務委託	特定医療費等天津市 事務委託	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	天津市	5,246,827	滋賀県の天津保健所で実施していた事務を、中 核市となり天津市保健所を設置した天津市に対 し、権限移譲に準じて事務を委託するため、ほか に実施できる者がいないため。	2	2
健康しが推進 課	滋賀県難病相談支援 センター管理運営業務 委託	難病患者の相談支援 にかかる事業等	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議 会	11,323,000	滋賀県難病連絡協議会は、難病患者で構成され ている県内唯一の団体であり、昭和59年から、 毎年約1,500件の多岐にわたる難病患者およ びその家族に対する相談支援を行っている。 このような状況から、当事業を実施するため には、滋賀県難病連絡協議会以外に代替しう る団体がいないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
健康しが推進 課	難病医療支援体制推 進事業(難病医療連携 協議会運営)委託	難病医療連携協議会 運営業務	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	国立大学法人滋賀医 科大学	7,385,000	滋賀医科大学医学部附属病院は、すべての疾患 群において拠点病院であり、難病患者の診療の ための十分な診療体制が整備されている。また、 高度先進医療を行っている大学病院であり、各 分野の専門医・専門看護師が在籍しており、各医 療機関への研修も実施可能である。また、診療と ともに教育と研究を一体的に行っている県内唯 一の大学病院であるため。	2	3イ
健康しが推進 課	滋賀県小児在宅医療 体制整備事業委託	小児在宅医療体制整 備事業の実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人びわこ学 園	5,170,000	医療的ケアが必要な重症児に対する保健医療体 制について、専門的な知識と技術が必要であり、 他に代替しうる者がいないため。	2	3イ
健康しが推進 課	令和7年度滋賀県臓 器移植連絡調整者設 置事業委託	臓器移植の推進及び 臓器提供者の家族や 医療機関の理解を深 めるため、臓器移植連 絡調整者を設置し、移 植医療の推進を図る	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	公益財団法人滋賀県 健康づくり財団	7,556,000	移植医療に関する普及啓発等を行うことを目的と し設立され、また、臓器移植にかかるあっせん業 務などの特殊な業務を遂行するための専門的な 技術がある団体であり、他に代替しうる者がいな いため。	2	3イ
健康しが推進 課	滋賀県がん検診精度 管理事業委託	精度の高いがん検診 の実施を目的とし、が ん検診検討会、検診 従事者講習会の実 施。がん検診実施状 況の集計、分析を実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	公益財団法人滋賀県 健康づくり財団	5,000,000	公益財団法人滋賀県健康づくり財団は、県内に おけるがん検診の多くを担う検診機関であるとし ても、「がん検診の推進」「専門家の育成研修」を 活動の柱としている対がん協会滋賀県支部でも ある。また、県内の検診機関のうち、唯一「健康 づくり関係技術者研修」を法人の事業の内容とし ているため。	2	3イ
健康しが推進 課	障害児(者)歯科治療 事業委託	一般の歯科診療所で の診療が困難な障害 児(者)の歯科診療	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	滋賀県歯科医師会	53,300,000	障害児(者)の歯科治療を実施するためには、 一般の歯科治療に要する装置、器具に加え、特 殊な歯科治療設備を要する。滋賀県歯科医師会 口腔衛生センターにおいては、障害児(者)に対 する歯科治療、指導等を実施する機関として施 設整備と安全で適切な歯科治療対応ができるス タッフが確保できており、他に代替しうる者がいな いため。	2	3イ
医療福祉推進 課	生活支援基盤整備推 進事業委託	生活支援相談員の設 置および生活支援コー ディネーター養成研 修・フォローアップ研修 等の実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	5,786,000	当事業の目的を達成するために必要な条件を満 たすのは、県内で長年地域における生活支援の 基盤づくりを支援するとともに、ボランティアの育 成にも取り組んできた実績がある当該団体のみ であるため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
医療福祉推進 課	外国人介護人材受入 支援事業委託	外国人介護人材の受 入れに関する相談支 援および研修実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	一般社団法人滋賀県 介護老人保健施設協 会	38,980,000	外国人介護人材の受入制度に精通し、対象国と 通訳可能な職員および外国人介護人材の指導を 行える職員を確保でき、介護の専門知識と技術 に基づく支援を行え、かつ県内の事業者団体や 職能団体の協力と密接な連携体制のもとで事業 展開が図れるのは当該団体以外にないため。	2	3イ
医療福祉推進 課	滋賀の福祉人材育成研 修事業委託	滋賀の福祉人材育成研 修実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	14,369,000	当団体は社会福祉法に基づき「社会福祉を目的 とする事業に従事する者の養成及び研修」を行う 機関であり社会福祉事業従事者の養成・研修に かかる経験や人材の蓄積があり、経年的に同水準 の研修を実施するために、必須となる人材養成 の実績とノウハウを有する唯一の団体である ため。	2	3イ
医療福祉推進 課	介護支援専門員研修 事業委託	介護支援専門員法定 研修実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	65,484,000	当団体は社会福祉法に基づき「社会福祉を目的 とする事業に従事する者の養成及び研修」を行う 機関であり社会福祉事業従事者の養成・研修に かかる経験や人材の蓄積があり、経年的に同水準 の研修を実施するために、必須となる人材養成 の実績とノウハウを有する唯一の団体である ため。	2	3イ
医療福祉推進 課	喀痰吸引等研修事業 (第一号、第二号研 修)委託	介護職員喀痰吸引等 研修実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人華頂会	9,660,000	介護職員の育成を行っており、喀痰吸引に関す る専門的知識があり、指導実績も豊富である団 体のため。	2	3イ
医療福祉推進 課	滋賀県福祉人材セン ター運営事業委託	福祉人材センターの運 営にかかる業務	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	6,901,000	社会福祉法第93条に基づき、社会福祉事業従事 者の確保を目的に設立された法人であり、都道 府県毎に一個に限り指定できる都道府県セン ターとしての指定を行っている唯一の団体である ため。	2	3イ
医療福祉推進 課	介護・福祉人材確保緊 急支援事業委託	福祉人材センターを支 援拠点とした介護・福 祉人材の確保、育成、 定着促進にかかる業 務	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	58,067,000	社会福祉法第93条に基づき、社会福祉事業従事 者の確保を目的に設立された法人であり、都道 府県毎に一個に限り指定できる都道府県セン ターとしての指定を行っている唯一の団体である ため。	2	3イ
医療福祉推進 課	介護支援専門員試験 運営事務事業委託	介護支援専門員試験 運営事務の業務	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	滋賀県介護支援専門 員連絡協議会	6,796,000	当該協議会は、滋賀県内の介護支援専門員の 職能団体として、介護支援専門員の質向上と、 介護支援専門員同士の連携を通じて自立支援を 基本とした質の高い公正中立な介護支援の業務 の推進を図る公共的な活動を行う団体であるた め。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
医療福祉推進 課	介護現場革新の推進 に係るワンストップ型 窓口事業委託	介護現場革新の推進 に係るワンストップ型 窓口(滋賀県介護現場 革新サポートデスク) における専門相談支 援、研修・企画、体験 展示、試用貸出および 関係機関連携にかか る事業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	19,394,000	当該団体は、社会福祉法第110条第2項に基づき 「社会福祉を目的とする事業に従事する者の養 成及び研修」を行う機関として、これまでから介護 従事者に対する研修を実施している。 また、「滋賀県社会福祉研修センター」や「滋賀 県福祉用具センター」の運営を行っていることか らも、介護現場革新(業務改善、生産性向上等) に資する技術やノウハウが蓄積されている団体 であり、かつ県内の様々な事業者団体や職能団 体との関係構築がなされており、こうした団体は 当該団体以外にはないため。	2	3イ
医療福祉推進 課	障害者介護職員養成 事業委託料	県内在住の障害者を 対象とした介護職員初 任者研修の実施およ び研修後の就労支援 等の業務	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業 振興センター	9,338,000	介護職員初任者研修の実績を有することに加え て、障害者の就労支援に関する事業を行い、全 県内を対象に活動する団体は、特定非営利活動 法人滋賀県社会就労事業振興センターのみであ るため。	2	3イ
医療福祉推進 課	介護職員チームリー ダー養成研修事業委 託	介護職員チームリー ダー養成研修実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	11,461,000	当該研修は多職種連携力や指導・評価力、サー ビス等のマネジメント力などを身に付ける研修で あり、研修実施者には高度な技術やノウハウの 蓄積に加え、研修を的確に遂行できる講師確保 が求められるが、実施可能な団体は社会福祉法 により「社会福祉を目的とする事業に従事する者 の養成及び研修」を行う機関とされ、これまでの 実践により高度な技術やノウハウが蓄積され、幅 広い領域の講師を確保しているのは当該団体の みであるため。	2	3イ
医療福祉推進 課	主任介護支援専門員 更新研修事業委託	主任介護支援専門員 更新研修実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	滋賀県介護支援専門 員連絡協議会	6,316,000	当団体は、介護支援専門員の職能団体として、 主任介護支援専門員の研修にかかる経験や人 材の蓄積があり、経年的に同水準の研修を実施 するために、必須となる人材養成の実績とノウ ハウを有する唯一の団体であるため。	2	3イ
医療福祉推進 課	介護現場革新に向け た先駆的モデル事業 所創出事業委託	介護現場革新に向け た先駆的モデル事業 所を創出するための 伴走支援にかかる事 業	令和7年6月13日 ～ 令和8年3月31日	株式会社善光総合研 究所	5,649,600	国ガイドラインを活用して介護事業所の課題抽出 を行い、課題解決に向けた相談対応・助言等 を行うコンサルティング支援については、介護現場 における業務改善等にかかる専門的なノウ ハウを要した業務アドバイザーを要するため委託 業務でなければならない上、当事業の目的を達成 するためには価格だけではなく、業務の規模や 企画、運営方法の提案を総合的に評価する必要 があり、競争入札には適しないことから、プロ ポーザル方式により契約の相手方を選定したた め。	2	4

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	自立支援医療費審査 支払事務委託	自立支援医療費にか かる診療報酬の審査 支払事務(単価契約)	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	滋賀県国民健康保険 団体連合会	15,670,380	障害者総合支援法の規定により当該事務を委託 できる県内唯一の機関であるため。	2	1
障害福祉課	自立支援医療費審査 支払事務委託	自立支援医療費にか かる診療報酬の審査 支払事務(単価契約)	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会保険診療報酬支 払基金滋賀支部	13,902,276	障害者総合支援法の規定により当該事務を委託 できる県内唯一の機関であるため。	2	1
障害福祉課	精神障害者相談支援 体制整備事業委託	各圏域に、相談支援 に関するアドバイザー を配置し、地域のネッ トワーク構築に向けた 指導・調整等の広域的 支援を行うことにより、 地域における精神障 害者の相談支援体制 の整備を推進する事 業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	医療法人藤樹会	5,273,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の 地域生活支援を推進していく仕組みをつくるた め、関係機関が連携を図りながら実施する事業 であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援 事業を運営する社会福祉法人等としていることか ら、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援 体制整備事業委託	各圏域に、相談支援 に関するアドバイザー を配置し、地域のネッ トワーク構築に向けた 指導・調整等の広域的 支援を行うことにより、 地域における精神障 害者の相談支援体制 の整備を推進する事 業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	医療法人周行会	5,273,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の 地域生活支援を推進していく仕組みをつくるた め、関係機関が連携を図りながら実施する事業 であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援 事業を運営する社会福祉法人等としていることか ら、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援 体制整備事業委託	各圏域に、相談支援 に関するアドバイザー を配置し、地域のネッ トワーク構築に向けた 指導・調整等の広域的 支援を行うことにより、 地域における精神障 害者の相談支援体制 の整備を推進する事 業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人さわらび 福祉会	5,273,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の 地域生活支援を推進していく仕組みをつくるた め、関係機関が連携を図りながら実施する事業 であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援 事業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	精神障害者相談支援 体制整備事業委託	各圏域に、相談支援 に関するアドバイザー を配置し、地域のネッ トワーク構築に向けた 指導・調整等の広域的 支援を行うことにより、 地域における精神障 害者の相談支援体制 の整備を推進する事 業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	一般社団法人水口病 院	5,273,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の 地域生活支援を推進していく仕組みをつくるた め、関係機関が連携を図りながら実施する事業 であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援 事業を運営する社会福祉法人等としていること から、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援 体制整備事業委託	各圏域に、相談支援 に関するアドバイザー を配置し、地域のネッ トワーク構築に向けた 指導・調整等の広域的 支援を行うことにより、 地域における精神障 害者の相談支援体制 の整備を推進する事 業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人わたむき の里福祉会	5,273,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の 地域生活支援を推進していく仕組みをつくるた め、関係機関が連携を図りながら実施する事業 であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援 事業を運営する社会福祉法人等としているため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援 体制整備事業委託	各圏域に、相談支援 に関するアドバイザー を配置し、地域のネッ トワーク構築に向けた 指導・調整等の広域的 支援を行うことにより、 地域における精神障 害者の相談支援体制 の整備を推進する事 業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人きぼう	5,273,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の 地域生活支援を推進していく仕組みをつくるた め、関係機関が連携を図りながら実施する事業 であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援 事業を運営する社会福祉法人等としていること から、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援 体制整備事業委託	各圏域に、相談支援 に関するアドバイザー を配置し、地域のネッ トワーク構築に向けた 指導・調整等の広域的 支援を行うことにより、 地域における精神障 害者の相談支援体制 の整備を推進する事 業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人とよさと	5,273,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の 地域生活支援を推進していく仕組みをつくるた め、関係機関が連携を図りながら実施する事業 であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援 事業を運営する社会福祉法人等としていることか ら、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	精神障害者相談支援 体制整備事業委託	各圏域に、相談支援 に関するアドバイザー を配置し、地域のネッ トワーク構築に向けた 指導・調整等の広域的 支援を行うことにより、 地域における精神障 害者の相談支援体制 の整備を推進する事 業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	医療法人遙山会	5,273,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の 地域生活支援を推進していく仕組みをつくるた め、関係機関が連携を図りながら実施する事業 であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援 事業を運営する社会福祉法人等としていることか ら、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援 体制整備事業委託	各圏域に、相談支援 に関するアドバイザー を配置し、地域のネッ トワーク構築に向けた 指導・調整等の広域的 支援を行うことにより、 地域における精神障 害者の相談支援体制 の整備を推進する事 業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人ひかり福 祉会	5,273,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の 地域生活支援を推進していく仕組みをつくるた め、関係機関が連携を図りながら実施する事業 であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援 事業を運営する社会福祉法人等としていることか ら、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	精神障害者相談支援 体制整備事業委託	各圏域に、相談支援 に関するアドバイザー を配置し、地域のネッ トワーク構築に向けた 指導・調整等の広域的 支援を行うことにより、 地域における精神障 害者の相談支援体制 の整備を推進する事 業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人虹の会	5,273,000	本事業は保健福祉圏域単位で、精神障害者の 地域生活支援を推進していく仕組みをつくるた め、関係機関が連携を図りながら実施する事業 であり、委託先を福祉圏域を対象として相談支援 事業を運営する社会福祉法人等としていることか ら、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	令和7年度重症心身 障害児者・医療的ケア 児等支援センター事業 委託	重症心身障害児者・医 療的ケア児等支援セ ンターの運営、相談窓 口および各種研修等 の開催	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人びわこ学 園	22,696,000	重症心身障害児者を経営し、当該委託業務を適 切に運営するために必要な医療的専門性や障害 福祉サービス全般に対する知識を有する唯一の 者であるため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者自立支 援協議会運営・地域・ 支援体制強化事業委 託	各種会議の運営や、 地域の相談支援体制 の強化、研修会の実 施による人材育成事 業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人グロー	35,884,000	県全域・各福祉圏域の自立支援協議会等の活動 と密接に関係を持ち、地域支援や人材育成を行 う唯一の団体であるため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	障害者社会参加推進 センター運営事業委託	障害者社会参加推進 センター運営事業	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	滋賀県身体障害者福 祉協会	7,200,000	社会参加推進センターは身体、知的、精神の三 障害の関係団体・機関の協力の下に、障害者の 多様な需要の把握から対応までを一本化し、障 害者自らの諸種の社会参加促進施策の体系的、 効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域に おける自立生活と社会参加を推進することを目 的としているところであり、その目的を達成するた めには障害の種別に関わらず心身障害者の相 談や教養の向上、健康の増進等に総合的に便 宜を供与し心身障害者の福祉の増進を図るとを 目的とした施設である県立障害者福祉センター の管理運営を行っている法人である公益財団法 人 滋賀県身体障害者福祉協会以外に代替しう る者がいないため。	2	3イ
障害福祉課	高次脳機能障害支援 センター運営事業委託	高次脳機能障害に関 する相談支援、支援従 事者に対する研修、啓 発等	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人グロー	12,663,000	社会福祉法人グローは、県立むれやま荘を運営 し、その支援においてノウハウを蓄積しているこ とおよび県内の高次脳機能障害に関する唯一の 当事者支援団体である高次脳機能障害友の会し がの後方支援の役割を担っており、効果的な支 援を実施できる唯一の団体であるため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生 活支援センター事業委 託	支援対象障害者の家 族・職場等を訪問する ことにより、生活上の 相談に応ずるなど、就 業およびこれに伴う日 常生活または社会生 活に必要な支援を行う	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	特定非営利活動法人 「おおつ障害者の生活 と労働」協議会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の 規定に基づき同法による障害者就業・生活支援 センターの指定を受けることが条件となっている ことから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生 活支援センター事業委 託	支援対象障害者の家 族・職場等を訪問する ことにより、生活上の 相談に応ずるなど、就 業およびこれに伴う日 常生活または社会生 活に必要な支援を行う	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人あすこ みっと	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条の 規定に基づき同法による障害者就業・生活支援 センターの指定を受けることが条件となっている ことから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生活支援センター事業委託	支援対象障害者の家族・職場等を訪問することにより、生活上の相談に応ずるなど、就業およびこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援を行う	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人しがらき会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第29条の規定に基づき同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生活支援センター事業委託	支援対象障害者の家族・職場等を訪問することにより、生活上の相談に応ずるなど、就業およびこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援を行う	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人わたむきの里福祉会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第30条の規定に基づき同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生活支援センター事業委託	支援対象障害者の家族・職場等を訪問することにより、生活上の相談に応ずるなど、就業およびこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援を行う。	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人ひかり福祉会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第31条の規定に基づき同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生活支援センター事業委託	支援対象障害者の家族・職場等を訪問することにより、生活上の相談に応ずるなど、就業およびこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援を行う	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人湖北会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第32条の規定に基づき同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者就業・生活支援センター事業委託	支援対象障害者の家族・職場等を訪問することにより、生活上の相談に応ずるなど、就業およびこれに伴う日常生活または社会生活に必要な支援を行う	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人ゆたか会	9,114,000	障害者の雇用の促進等に関する法律第33条の規定に基づき同法による障害者就業・生活支援センターの指定を受けることが条件となっていることから、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	障害福祉サービス事業所の仕事おこし支援事業委託	障害者の就労収入の向上を図るため、事業所への業務改善支援、商品開発、販路拡大への助言支援、人材育成研修など事業所の仕事おこしを総合的に支援	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業 振興センター	10,158,000	当該事業者は、平成10年度に就労支援事業所等における事業を振興し、そこで働く障害者の自立を支援することを目的に、県内の大多数の事業所が加盟して設立された唯一の団体であり、就労支援事業の振興に関する経験・ノウハウを有する事業者は他に例がなく、他に代替しうる者はいないため。	2	3イ
障害福祉課	ビルメンテナンス研修による障害者就労促進事業委託	障害者を対象としたビルメンテナンス業務に関する研修の実施、ビルメンテナンス業務において障害者雇用を行っている企業に対する障害特性理解や環境整備に係る支援	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業 振興センター	6,618,000	本事業は、清掃をはじめとするビルメンテナンス業務について学ぶことによる障害者の就労促進を目的としており、障害者の就労支援や個々の障害特性に係る知識と経験および障害福祉サービス事業所等との連携を図った事業執行が求められるところ、当該事業者は、障害者の就労の促進等を目的とし、滋賀県自立支援協議会就労部会の事務局として、就労に関する県の現状・課題を把握し、なおかつ、各事業所や企業団体との繋がりをもち、全県下を対象に活動する団体はほかにはないため。	2	3イ
障害福祉課	滋賀県障害者権利擁護支援事業委託	・障害者虐待防止に係る業務 ・障害者の権利擁護に係る相談対応等	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人滋賀県 社会福祉協議会	8,407,000	(福)滋賀県社会福祉協議会は、障害者虐待にかかる未然防止等に関し、地域における関係機関・団体等と幅広くネットワークを有し、かつ、権利擁護について精通する県内唯一の団体であり、他に代替しうる者がいないため。	2	3イ
障害福祉課	障害者ICTセンター・ICTサロン運営事業委託	障害者ICTセンターおよびICTサロンを設置し運営	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業 振興センター	12,808,000	滋賀県社会就労事業振興センターは、就労系障害福祉サービス事業所を会員に持ち障害者の就労と社会参加の促進を図るため、障害者の新たな就労の場の確保、新規計画の実施、就労相談活動、営業、相談活動、情報収集、調査活動、新しい仕事の開拓を実施し、ICTを活用した障害者の就労支援に精通している県内でただ一つの団体であるため。	2	3イ
障害福祉課	視覚障害者社会参加促進事業委託	視覚障害者の社会参加を促進するため情報提供・生活訓練等の事業を実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人滋賀県 視覚障害者福祉協会	5,458,000	(福)滋賀県視覚障害者福祉協会は視覚障害者福祉を目的に設立された団体であり、視覚障害者への広報事業や点訳・音訳ボランティア、同行援護従業者の養成研修等に精通する唯一の団体であるため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約(単価契約を除く)は契約締結 日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
障害福祉課	聴覚障害者コミュニケーション確保対策事業委託	聴覚障害者のコミュニケーション確保のために必要な意思疎通支援者の派遣や養成等を行う	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	17,403,000	県立聴覚障害者センターの指定管理者である(社福)滋賀県聴覚障害者福祉協会以外代替しうる者がいないため。	2	3イ
障害福祉課	盲ろう者社会参加促進事業委託	盲ろう者に対し、生活訓練、コミュニケーション手段の確保等を行い、社会参加を促進する	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	特定非営利活動法人しが盲ろう者友の会	25,000,000	本事業は、視覚と聴覚とに重複して障害をもち、コミュニケーションの困難さから生じる生活の悩みや不安を抱えている盲ろう者の相談対応を目的としていることから、その実施にあたっては、盲ろう者福祉の専門性を有すること、盲ろう者福祉に対する理解と経験を有することから、特定非営利活動法人しが盲ろう者友の会の他にはないため。	2	3イ
障害福祉課	発達障害者支援センター運営事業委託	発達障害者への専門的な相談支援の実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	社会福祉法人グロー	59,724,000	発達障害者及びその家族、市町の支援関係者に対する専門的な支援を目的とした事業であり、こうした専門性を持つ職員を確保できる機関は限られており、競争入札には適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
障害福祉課	ひきこもり者と家族が孤立しない地域支援体制づくり事業委託	ひきこもり支援に関するネットワークづくり等を行う	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	滋賀県社会福祉協議会	6,291,000	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会は、滋賀の縁創造実践センターの活動として、ひきこもり当事者・家庭支援に継続的に関わり、そのノウハウを一定蓄積していること、および県何の各関係機関との公私協働による地域づくりを実践しており、全県への発信を通して効果的な支援を実施できる唯一の法人であるため。	2	3イ
障害福祉課	神経発達症・児童思春期に対する一次医療体制強化事業委託	地域の一般診療医の対応力向上および専門医療と教育・福祉・行政の連携体制の強化の実施	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	国立大学法人滋賀医科大学	13,082,000	県内唯一の附属病院を有した教育機関である滋賀医科大学以外に事業を実施できる機関がないため。	2	3イ
生活衛生課	動物管理業務委託	野犬等の捕獲、抑留、回収、運搬業務、動物の適正飼養啓発事業等	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	一般財団法人滋賀県動物保護管理協会	68,548,000	野犬等の捕獲にかかる専門的技術を持ち、かつ、動物の適正飼養指導や譲渡・啓発等の動物愛護事業を特定の地域や団体・個人に偏らず本県の全域にわたり総合的に実施できるのは、当団体の他にはないため。	2	3イ